

令和6年度東京都在宅歯科医療設備整備費補助金について

1 事業目的

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、都内の在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備し、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図る。

2 根拠法令等

東京都在宅歯科医療設備整備費補助金交付要綱

3 業務内容

(1) 補助対象機器

在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等で1品10万円以上のもの。原則、患者宅で使用する医療機器等とする。

(例：ポータブルユニット、ポータブルX線装置等。内視鏡は不可。)

(2) 補助対象

交付要綱「別表」で定める研修を受講した歯科医師（歯科医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている歯科医師を除く。）が常に勤務している診療所の開設者

(3) 補助基準額

3,638千円/所

(4) 補助率

2/3

4 資料

- (1) 令和6年度スケジュール
- (2) 事業計画事前調査票（記入例）
- (3) 事業計画事前調査票（様式）
- (4) 東京都在宅歯科医療設備整備費補助金交付要綱
- (5) Q&A